

# 厚生労働省大臣が定める掲示事項について

## 厚生労働省大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### I 施設基準等に係る届出について

当院は、東海北陸厚生局長に下記の届出を行っております。

#### ●基本診療料の施設基準

- ・ 夜間・早朝等加算
- ・ 明細発行体制等加算
- ・ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算

#### ●特掲診療料の施設基準

- ・ コンタクトレンズ検査料 1
- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ 時間外対応加算 2
- ・ 外来後発医薬品使用体制加算

#### ●指定医療等

- ・ 保険医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病医療機関
- ・ 身体障害者福祉法指定医

## II 医療明細書について

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。

## III 医療DX推進体制の整備について

医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用を推奨しております。

当院は医療DXを推進して、質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。

## IV 保険外負担について

- ・診断書（当院書式） ￥3,000
- ・生命保険診断書 ￥3,000
- ・医療補助金請求書 ￥1,000
- ・医療等の状況 無料

## V その他

屋内禁煙です。院内での禁煙にご協力をお願い致します。

## 長期収載品にかかる選定療養について

令和6年6月に実施されました診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品＝ジェネリック医薬品がある先発医薬品）の選定療養が令和6年10月1日から導入されます。

患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

### 対象となる医薬品

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上の長期収載品

### 自己負担額

長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格との価格差の4分の1



### その他

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合、バイオ医薬品については対象外となります。